

保育の必要性の認定について

(1) 保育の必要性の事由

保育所または認定こども園での保育の利用を希望される場合には、子どもの保護者のいずれもが、保育の必要性の事由のいずれかに該当することが必要です。

< 保育の必要性の認定事由 >

No.	事由	基準
①	就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
②	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 (出産予定日の3か月前～産後8週まで)
③	保護者の疾病・障がい	次のいずれかに該当し、子どもの保育が困難であること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
④	親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
⑦	就学	・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。 ※自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く
⑧	育児休業を取得して育児中	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄姉が保育施設を利用すること。 (育児休業が終了する日の属する月の末日まで)
⑨	育児休業を取得しないで育児中	子どもの育児のために兄姉が保育施設を利用すること。 (その子どもが1歳に達する日の属する月の末日まで)

(2) 教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間については、認定区分によって次のとおりとなります。

＜原則＞

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳に達する日の前日まで

＜原則とは異なる期間＞

No.	事由	期間
②	妊娠・出産	出産予定日の3カ月前にあたる日が属する月の初日から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦	就学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の 末日まで
⑧	育休による育児	育児休業が終了する日の属する月の月末まで
⑨	育休によらない育児	育児に係る子が満1歳に達する日の属する月の末日まで

＜注意事項＞

- ・効力発生日とは、教育・保育給付認定の効力が生じた日をいいます。
- ・①就労について、勤務終了日が決まっている場合は、その日までが有効期間となります。
- ・⑥求職活動について、有効期間の延長はできないため、当初の有効期間内に勤務先が決まらない場合は、期間終了と同時に保育の必要性の事由を失い、施設利用ができなくなります。

(3) 保育の必要量

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育の利用時間及び利用者負担（保育料）が異なります。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由 (数字は(1)の表中の事由No.)
	1日上限	対象時間	
保育標準時間	11時間まで	開園時間～ 11時間後まで	①月120時間以上の就労 ②妊娠・出産 (出産予定日の3か月前～産後8週まで) ⑤災害復旧
保育短時間	8時間まで	午前8時～ 午後4時まで	①月64時間以上120時間未満の就労 ⑥求職活動 ⑧育児休業(産後8週～育休終了まで) ⑨育児(産後8週～満1歳到達まで)

※(1)の表における事由③疾病・障がい、事由④親族の介護・看護、事由⑦就学については、
家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

※保育標準時間の基準に該当する方でも、保育短時間を希望できます。

※就労時間が月64時間以上120時間未満であっても、午後4時頃に終業する等の理由により、
午後4時に園へ迎えに行けない日が週3日以上ある場合は、保育標準時間を希望できます。

※1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合には、別途、延長保育の負担金が発生します。